

令和5年度 第4回 鳥取市市民自治推進委員会

日時 令和6年2月1日(木) 13:00~15:00

場所 市役所本庁舎6階第7会議室

— 次 第 —

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 議 事

(1) 協議事項

- ① 自治基本条例の見直しについて 【資料1】
- ② 参画と協働のまちづくりフォーラムについて 【資料2】

(2) 報告事項

- ① 地区公民館の幅広い活用に向けて 【資料3】
- ② 協働のまちづくりガイドライン進捗状況について 【資料4】

(3) その他

4 閉 会

※参考 (R5.11以降の動き)

R5.11.15	第3回 市民自治推進委員会
R6. 1.10	第1回 市民自治推進委員会小委員会
R6. 2.1	第4回 市民自治推進委員会
R6. 2.8	市長諮問
R6. 3.15	第2回 市民自治推進委員会小委員会

鳥取市市民自治推進委員会委員

【R5.4.1～R7.3.31】

役職	氏名	所属等	区分
委員長	ナカガワ ゲンヨウ 中川 玄洋	(特非) bankup 代表理事	民間団体に 属する者
副委員長	スズキ ツタオ 鈴木 伝男	公募委員	公募による 者
委員	クラモチ ヒロミ 倉持 裕彌	公立鳥取環境大学経営学部准教授	学識経験の ある者
	サトウ マサシ 佐藤 匡	鳥取大学地域学部准教授	学識経験の ある者
	タニグチ マスミ 谷口 真澄	鳥取市自治連合会副会長	民間団体に 属する者
	ツバキ ヨシヒロ 椿 善裕	(公財) とっとり県民活動活性化 センター 企画員	民間団体に 属する者
	トクダ マサコ 徳田 昌子	鳥取市連合婦人会副会長	民間団体に 属する者
	マツモト ミチエ 松本 美智恵	(社福) 鳥取市社会福祉協議会 地域支え合い支援課長	民間団体に 属する者
	カンベ 神部 みゆき	公募委員	公募による 者
	タナカ ヨシオ 田中 精夫	公募委員	公募による 者

条例見直しに関する検討状況

① 自治会について

【本委員会・小委員会で挙げたご意見】

・条例等で加入を促進していく政策を積極的に進めていただきたい。基本条例が難しい場合は、「札幌市未来につなぐ町内会支えあい条例」のような自治会加入の条例を別で定めることも検討いただきたい。

→任意団体に対して加入促進を謳うことは本条例にはそぐわない。札幌市についても、自治基本条例とは別で自治会加入の条例を定めており、鳥取市において別で定めるかどうかは今後検討を続ける必要がある。

・条例上に「自治会」を位置づけることは可能。

・自治会に対する市民・市の関わりを明記したほうが良い。

→自治会に対する市民の関わりを明記するのは難しい。自治会と市の関わり方であれば検討が可能と思われる。(自治連合会と市の関わりから検討をすることも一つ。)

【見直し(案)】

■自治会の定義 (第2条に新規追加を検討)

(●) 自治会 地域的な共同活動を通じ、住民が相互に助け合い、支え合いながら、暮らしやすい地域社会の維持及び形成することを目的として、市内の一定の区域を単位とした住民の地縁に基づいて形成された、町内会、地区会などの住民組織をいいます。

※地方自治法(第二百六十条の二)の書きぶりを参考に見直し(案)を作成

■自治会の役割 (第13条関係に新規追加を検討)

第●条の● 自治会は、自治の精神に基づき、住民相互の連絡調整を図るとともに、住民の福利を増進することにより、豊かで住みよい地域社会の実現に努めます。

※鳥取市自治連合会会則(第3条)の書きぶりを参考に見直し(案)を作成

② 定義について

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

(1) 市民 市内に在住する人、市内で働き、若しくは学ぶ人又は市内において事業若しくは活動を行う団体をいいます。

(2) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。

(3) 市 議会及び執行機関をいいます。

(4) 参画 市民としてまちづくりの企画の立案から実施、評価までの各過程に主体的に参加し、意思決定に関わることをいいます。

(5) 協働 市民及び市がそれぞれの役割と責任を自覚し、互いの主体性を尊重しながら、対等の立場で協力し合うことをいいます。

(6) コミュニティ 地域又は共同体意識を基盤としたつながりのもとで自主的に形成された組織であって、公益性を有する活動を行うものをいいます。

【本委員会・小委員会で挙げたご意見】

- ・定義の内容を具体化するべき（市民目線でわかりやすい表現に変更する）
- ・地区公民館の幅広い活用を見据えて「事業者」の定義を追加
→「事業者」の定義に伴い「市民」の書きぶりを見直し
- ・「自治」の定義を新規追加
- ・「協働」「コミュニティ」について具体性を持たせるべき
- ・「コミュニティ」に含まれる「自治会」「まちづくり協議会（地域運営組織）」の定義化

【見直し（案）】

(1) 市民 市内に在住する人（以下「住民」といいます。）、市内で働き、若しくは学ぶ人又は市内において活動する人若しくは団体をいいます。

(●) 事業者 市内または市外で、〇〇〇〇、事業を営む個人及び法人その他の団体をいいます。

(●) 自治 市民が市政に参加し、その意思と責任に基づき市政が行われることのほか、地域の課題について自らが考え決定し、主体的にまちづくりを推進することをいいます。

(5) 協働 まちづくりにかかわる多様な主体が、それぞれの役割と責務を自覚し、互いの主体性を尊重しながら、対等な立場で協力して課題解決に取り組むことをいいます。

※第6項 コミュニティについて

①地域コミュニティ、テーマコミュニティに細分化して定める

【見直し（案）】

(6) コミュニティ 地域又は共同体意識を基盤としたつながりのもとで自主的に形成された組織であって、公益性を有する活動を行うものをいいます。

(6)の1 地域コミュニティ 前号に定めるコミュニティのうち、一定の地域を基盤とした住民が構成員となって、地域づくり等を目的として活動する、自治会等の住民組織をいいます。

ア 自治会 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的として、市内の一定の区域を単位とした住民の地縁に基づいて形成された住民組織をいいます。

イ 地域運営組織 地域の課題解決に向けた取組を行うことを目的として、市内地区公民館の設置区域を単位とした住民や団体等で組織する、まちづくり協議会等の住民組織をいいます。

(6)の2 テーマコミュニティ 第6号に定めるコミュニティのうち、構成員が共通のテーマを持ち、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的として活動する市民活動団体をいいます。

②コミュニティという用語は使用せず、「自治会」「まちづくり協議会（地域運営組織）」のみを定める（第6項削除）

※テーマコミュニティについては形態にも幅があり現時点では定めにくいことから、今後の見直しの状況に合わせて検討する。

【見直し（案）】

(●) 自治会 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的として、市内の一定の区域を単位とした住民の地縁に基づいて形成された住民組織をいいます。

(●) 地域運営組織 地域の課題解決に向けた取組を行うことを目的として、市内地区公民館の設置区域を単位とした住民や団体等で組織する、まちづくり協議会等の住民組織をいいます。

※②の場合、前文第6段落内「コミュニティ」を他の言葉で表現すること、第13条の書きぶりについて見直しが必要

③ 事業者の役割及び責務について

【本委員会・小委員会で挙げたご意見】

- ・ 第2条での事業者の定義追加に伴い、「事業者の役割及び責務」を追加

【見直し（案）】

第4章第●節 事業者

（事業者の役割と責務）

第●条 事業者は、地域社会にかかわる多様な主体の一員として、市民と協働し、まちづくりに参加することができます。

2 事業者は、地域環境に配慮するとともに、地域社会と協調し、その発展に寄与するよう努めます。

④ コミュニティについて

第13条 市民及び市は、コミュニティが自治に重要な役割を果たすことを認識し、コミュニティを守り育てます。

2 市民は、コミュニティの活動への積極的な参加に努めます。

3 コミュニティは、市民及び市と連携し、自らの活動の活性化に向けて取組を進めます。

4 市長は、コミュニティの活動に財政的な支援その他必要な支援を行うよう努めます。

5 市長は、地区公民館等をコミュニティの活動の拠点施設と位置づけ、その充実及び強化に努めます。

【本委員会・小委員会で挙げたご意見】

- ・コミュニティが多様化しており、コミュニティに含まれる要素を整理したほうが良い
- ・自治会とまちづくり協議会の立ち位置の違いが分かりにくい
- ・自治会とまちづくり協議会における担い手としての役割について条文中で明記することが望ましい
- ・ボランティア活動についてコミュニティの分類が必要（テーマコミュニティに含むか）

【見直し（案）】

（地域コミュニティ）

第13条の2 地域コミュニティは、地域の特性を活かすとともに、連携し、協力して地域の課題解決を図り、まちづくりの推進に努めます。

2 自治会は、自治の精神に基づき、住民相互の連絡調整を図るとともに、住民の福利を増進することにより、豊かで住みよいまちづくりの実現に努めます。

3 地域運営組織は、地域の将来像を描き、地域における課題等について協議し、解決し、及び地域の特性を生かしたまちづくりの実現に努めます。

（テーマコミュニティ）

第13条の3 テーマコミュニティは、それぞれの特性を活かすとともに、自らの活動が社会を担うものであることを認識し、その活動内容が広く理解されるよう努めます。

※第2条で「コミュニティ」を定義しない場合、現条文を含めた見直しが必要。

（第5章はコミュニティではなく、自治会やまちづくり協議会に関する条文として設定）

⑤ 危機管理について

第24条 市は、市民の生命、身体及び財産を災害その他の不測の事態（以下「災害等」といいます。）から守るため、災害等に強い都市構造の整備並びに行政及び市民の災害対応力の向上に努めます。

2 市長は、災害等に的確に対応するための体制を整備し、市民生活の安全確保に努めるとともに、その対応に当たっては、市民と連携を図ります。

3 市民は、災害等の発生時に自らの安全確保を図るとともに地域において相互に助け合えるよう、協力体制の整備に努めます。

【本委員会・小委員会で挙げたご意見】

- ・第1項について、「感染症」の用語を追加してはどうか。
- ・第3項について、「協力体制の整備に努めます」は市民ではなく、市や住民組織ではないだろうか。
- ・第1項、第2項を集約してまとめることはできないか。（「市」と「市長」の違い）

【見直し（案）】

第24条 市は、**災害、感染症その他の不測の事態（以下「災害等」といいます。）から市民の生命、身体及び財産を守るため、**災害等に強い都市構造の整備並びに行政及び市民の災害対応力の向上に努めます。

2 市長は、災害等に的確に対応するための体制を整備し、市民生活の安全確保に努めるとともに、その対応に当たっては、市民と連携を図ります。

3 **地域コミュニティは、日頃から防災等に対する意識の高揚を図り、地域における協力体制の推進に努めます。**

4 市民は、**日頃から災害等の発生に備えるとともに、災害等の発生時には自らの安全を確保し、地域における相互の助け合いに努めます。**

※第2条で「コミュニティ」を定義しない場合、第24条第3項の書きぶりの検討が必要

令和6年度 参画と協働のまちづくりフォーラム

～ 地域防災とまちづくり（仮） ～

テーマ概要（案）

令和6年能登半島地震、平成30年7月豪雨等、全国的に大規模な災害が発生しています。鳥取市でも令和5年台風第7号の影響により全域に大雨特別警報が発表され、警戒レベル5「緊急安全確保」の避難情報を発令、多くの方が避難することになりました。

地域の被害を軽減する、災害に強いまちづくりを目指すためには、地域内の日常的なつながりや支え合いの重要性を認識し、住民1人ひとりがまちづくりに取り組む意識（自助）を持ち、隣近所で力を合わせて楽しく取組んでいく（共助）ことが重要です。

本フォーラムが、地域で取り組む「まちづくり」と「防災」のつながりについて考えるきっかけの場となることを目的とします。

協議事項① 目的

「誰（参加者）」に対して「何を目的として」フォーラムを開催するか

- ・市民全般
- ・自治会やまちづくり協議会関係者
- ・その他

協議事項② 日程

大まかなスケジュールについて

- ・開催時期の決定（ 月頃）
- ・フォーラムの進め方（実行委員会の立ち上げ）

協議事項③

フォーラムの内容について

- ・講演会
- ・事例発表
- ・パネルディスカッション
- ・アトラクション（※お楽しみ要素の検討）

■講師・パネリスト（案）

- ・有識者（地域共生政策アドバイザー、中ノ郷地区公民館職員）
- ・NPO（とっとり震災支援連絡協議会 など）
- ・自治会、まちづくり協議会（佐治地区、美保南地区 など）
- ・大学関係（学生含む）
- ・県・市社会福祉協議会
- ・市関係部署

地区公民館の幅広い活用に向けて

(令和6年度からの地区公民館の使用について)

1. これまでの経過・概要

協働のまちづくり元年（平成20年度）から15年が経過し、人口減少、年齢構成や家族構成の変化など、地域を取り巻く環境は大きく変化しています。そのような中で、地区公民館は地域コミュニティの維持と持続的な発展を維持するセンター的な役割や、地域の防災拠点としての役割などが求められています。

このことを踏まえ、地域組織を支援する取組の一環として、令和元年から地区公民館のあり方の検討を進め、地区公民館をより幅広いニーズに柔軟に応える施設とすることで、地域の活性化、生涯学習事業の充実等につなげることや、福祉、防災などの地域課題の解決等が図られるように、**本年12月の市議会において地区公民館の新たな条例を制定しました。**

この見直しによって、複数地区での合同事業の開催や、民間事業者等への貸出、営利活動など、新しいニーズに応えることができ、**地区公民館が、これまで以上に多様な主体とつながることで、地域課題の解決や新たな魅力の創出などにつながる施設**になることを期待しています。

令和6年4月からは、この新たな地区公民館の条例に基づく運用となります。

2. 主な変更点

- ① 地区公民館を幅広く活用していくため、現行の社会教育法に基づく公民館条例を廃止し、新たな「地区公民館条例」を制定しました。
- ② 施設の名称は、「地区公民館」のままとします。
- ③ 施設の所管を教育委員会から市長部局へ移管します。ただし、地区公民館で行われる生涯学習事業は、引き続き教育委員会と連携しながら推進していきます。
- ④ 利用制限を緩和し、公民館を利用できる対象範囲を拡大します。
- ⑤ 営利目的で公民館を使用する場合は、施設使用料を徴収します。

3. 公民館の使用について

令和6年4月からの地区公民館の使用は以下のとおりとなります。

No.	項目	使用料	必要書類等	受付可能時期
1	対象区域の住民が地域活動・社会教育活動で使用	無料	使用申込書	使用日の1年前から
2	対象区域外の住民・営利を目的としない団体が地域活動・社会教育活動で使用	無料	使用申込書	使用日の1か月前から
3	個人・営利を目的としない団体が地域活動・社会教育活動以外で使用	有料	利用者登録申請書、 使用申込書	使用日の1か月前から
4	個人・営利を目的としない団体が営利目的で使用	有料(2倍)	利用者登録申請書、 使用申込書	使用日の1か月前から
5	民間企業が使用	有料(2倍)	利用者登録申請書、 使用申込書	使用日の1か月前から

議案第149号

鳥取市立地区公民館の設置及び管理に関する条例の制定について

鳥取市立地区公民館の設置及び管理に関する条例を次のように制定する。

令和5年12月5日提出

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市立地区公民館の設置及び管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項及び第228条第1項の規定に基づき、鳥取市立地区公民館の設置及び管理並びに使用料等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 鳥取市自治基本条例（平成20年鳥取市条例第25号）の理念に基づく市民と市による参画と協働のまちづくりを推進し、豊かな地域社会の創造、社会教育や生涯学習活動の推進及び福祉その他の公益の増進を図ることを目的として、学びの成果を生かした住民主体のまちづくりの拠点となる鳥取市立地区公民館（以下「地区公民館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第3条 地区公民館の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(事業)

第4条 地区公民館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 住民主体によるまちづくりの支援及び住民自治の向上に関すること。

(2) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第22条に規定された事業その他生涯学習に関する事。

(3) その他市長が必要と認める事業に関する事。

（職員）

第5条 地区公民館に館長その他必要な職員を置く。

（使用の許可等）

第6条 地区公民館を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項に規定する使用の許可に、地区公民館の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

（使用の許可の基準）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、地区公民館の使用を許可しないものとする。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) 施設、設備、器具等をき損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認めるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。

(4) 前3号に掲げるときのほか、地区公民館の管理上支障があると認めるとき。

（使用料）

第8条 地区公民館の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。ただし、営利を目的としない団体又は個人が地域活動又は社会教育活動で使用する場合は、無料とする。

2 前項の使用料は、前納するものとする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合は、後納することができる。

（使用料の減免）

第9条 市長は、公益上特に必要と認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不返還)

第10条 既納の使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、既納の使用料の全部又は一部を返還することができる。

- (1) 使用者の責めに帰さない理由により使用できないとき。
- (2) 使用の開始前に、使用の許可の取消しの申出があり、その理由が正当であると認めるとき。

(目的外使用等の禁止)

第11条 使用者は、地区公民館を許可に係る使用目的以外に使用し、又はその使用の権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用の許可の取消し等)

第12条 市長は、使用者が、次の各号のいずれかに該当するときは、地区公民館の使用を制限し、若しくは停止し、又はその使用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) この条例の規定に基づく処分に違反したとき。
- (3) 使用の許可の条件に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるときのほか、地区公民館の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれがあると認めたとき。

(行為の制限等)

第13条 地区公民館においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがある行為
- (2) 施設、設備、器具等をき損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがある行為
- (3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがある行為
- (4) 許可を受けないで行う印刷物、ポスター等を掲示又は配布する行為
- (5) 前各号に掲げるもののほか、地区公民館の管理上支障があると認められる行為

2 市長は、前項の規定に違反し、又はそのおそれがある者に対し、行為の中止又は地区公民館からの退去を命ずることができる。

(原状回復の義務)

第14条 使用者は、その使用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第15条 使用者は、地区公民館の施設、設備、器具等をき損し、又は滅失した場合において前条に基づく原状回復ができないときは、市長の認定した損害額を賠償しなければならない。

2 第12条の規定に基づく使用の許可の取消し等によって使用者が被った損害については、市は賠償の責めを負わない。

(職員の立入り)

第16条 使用者は、地区公民館を管理する職員が職務上立ち入るときは、これを拒むことができない。

(罰則)

第17条 市長は、詐欺その他不正の行為により、第8条の使用料の全部又は一部の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科することができる。

2 前項に定めるもののほか、市長は、使用料の徴収を免れた者に対し、5万円以下の過料を科することができる。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(鳥取市公民館条例の廃止)

- 2 鳥取市公民館条例(昭和35年鳥取市条例第15号)は、廃止する。

(準備行為)

- 3 使用の許可の申請その他地区公民館の事業の実施について必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表第1(第3条関係)

名称	位置
鳥取市立久松地区公民館	鳥取市東町三丁目
鳥取市立醇風地区公民館	鳥取市西町五丁目
鳥取市立遷喬地区公民館	鳥取市本町一丁目
鳥取市立修立地区公民館	鳥取市吉方町一丁目
鳥取市立日進地区公民館	鳥取市吉方温泉一丁目
鳥取市立富桑地区公民館	鳥取市行徳三丁目
鳥取市立明德地区公民館	鳥取市行徳一丁目
鳥取市立美保地区公民館	鳥取市吉成二丁目
鳥取市立美保南地区公民館	鳥取市叶
鳥取市立稲葉山地区公民館	鳥取市卯垣五丁目
鳥取市立岩倉地区公民館	鳥取市立川町六丁目
鳥取市立面影地区公民館	鳥取市桜谷
鳥取市立津ノ井地区公民館	鳥取市桂木
鳥取市立米里地区公民館	鳥取市古郡家
鳥取市立倉田地区公民館	鳥取市八坂
鳥取市立若葉台地区公民館	鳥取市若葉台南二丁目
鳥取市立神戸地区公民館	鳥取市下砂見
鳥取市立大和地区公民館	鳥取市倭文
鳥取市立美穂地区公民館	鳥取市朝月
鳥取市立東郷地区公民館	鳥取市西今在家
鳥取市立大正地区公民館	鳥取市古海

鳥取市立豊実地区公民館	鳥取市野坂
鳥取市立明治地区公民館	鳥取市松上
鳥取市立松保地区公民館	鳥取市布勢
鳥取市立湖南地区公民館	鳥取市吉岡温泉町
鳥取市立末恒地区公民館	鳥取市伏野
鳥取市立湖山地区公民館	鳥取市湖山町北一丁目
鳥取市立湖山西地区公民館	鳥取市湖山町西一丁目
鳥取市立賀露地区公民館	鳥取市賀露町南五丁目
鳥取市立城北地区公民館	鳥取市青葉町三丁目
鳥取市立千代水地区公民館	鳥取市商栄町
鳥取市立浜坂地区公民館	鳥取市浜坂四丁目
鳥取市立中ノ郷地区公民館	鳥取市覚寺
鳥取市立宮下地区公民館	鳥取市国府町宮下
鳥取市立谷地区公民館	鳥取市国府町糸谷
鳥取市立成器地区公民館	鳥取市国府町中河原
鳥取市立大茅地区公民館	鳥取市国府町栃本
鳥取市立あおば地区公民館	鳥取市国府町新町二丁目
鳥取市立福部地区公民館	鳥取市福部町細川
鳥取市立河原地区公民館	鳥取市河原町長瀬
鳥取市立国英地区公民館	鳥取市河原町山手
鳥取市立八上地区公民館	鳥取市河原町曳田
鳥取市立散岐地区公民館	鳥取市河原町佐貫
鳥取市立西郷地区公民館	鳥取市河原町牛戸
鳥取市立用瀬地区公民館	鳥取市用瀬町用瀬
鳥取市立大村地区公民館	鳥取市用瀬町鷹狩
鳥取市立社地区公民館	鳥取市用瀬町宮原
鳥取市立瑞穂地区公民館	鳥取市気高町下坂本
鳥取市立宝木地区公民館	鳥取市気高町宝木
鳥取市立逢坂地区公民館	鳥取市気高町山宮

鳥取市立浜村地区公民館	鳥取市気高町浜村
鳥取市立酒津地区公民館	鳥取市気高町酒津
鳥取市立鹿野地区公民館	鳥取市鹿野町鹿野
鳥取市立勝谷地区公民館	鳥取市鹿野町宮方
鳥取市立小鷲河地区公民館	鳥取市鹿野町小別所
鳥取市立日置地区公民館	鳥取市青谷町山根
鳥取市立日置谷地区公民館	鳥取市青谷町奥崎
鳥取市立勝部地区公民館	鳥取市青谷町紙屋
鳥取市立中郷地区公民館	鳥取市青谷町亀尻
鳥取市立青谷地区公民館	鳥取市青谷町青谷

別表第2（第8条関係）

使用面積	使用料（1時間につき）	
	午前8時30分から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで
45平方メートル以下の場合	150円	300円
45平方メートルを超え 85平方メートル以下の場合	300円	600円
85平方メートルを超え 150平方メートル以下の場合	500円	1,000円
150平方メートルを超える場合	700円	1,400円
調理実習室	300円	600円
備考		
1 1時間未満は、1時間とする。		
2 「使用面積」とは、使用させる部屋の面積をいい、使用料は当該部屋ごとに算定する。		
3 営利目的で使用する場合の使用料は、この表に定める額の10割増の額とする。		
4 冷暖房設備の使用料は、この表に定める額の5割の額とする。		
5 調理実習室における使用料の内訳にはガス、水道代等を含むものとする。		
6 この表の規定により計算して得た額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。		

協働のまちづくりガイドライン：取組状況（令和5年度）

【柱1】地域コミュニティ活動の支援

【まちづくり協議会】

取組施策	取組状況等
①地域コミュニティ計画に基づき、地域の身近な課題解決に向けた取組に対して財政的・人的に支援します。	<ul style="list-style-type: none"> 各まちづくり協議会（地域運営組織）が取り組む活動等に対する補助金を交付する。（運営助成：5万円、活動助成：40万円） 公民館職員が事務局として地域のコミュニティ活動を支援する。
②学びの成果を生かした住民主体のまちづくりを推進するため、地域のニーズをふまえて一括交付金事業の拡大を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 一括交付金を検討している地区に市職員が出向いて説明を行っている。（令和5年度説明実施：9地区） 一括交付金実施地区（令和5年度は13地区が実施）の公民館職員による意見交換を通じて、事業の効果を確認するとともに、現場の声を事業に反映させている。
③取組の活性化や見直し等を目的とした研修会やフォーラムを開催します。	<ul style="list-style-type: none"> 参画と協働のまちづくりフォーラム・啓発事業の実施（令和4年度）「これからの地区公民館は？」をテーマに啓発番組を放送。（令和5年度）令和6年度のフォーラム実施に向けて準備を進めている。 参画と協働のまちづくりに関するDVDを貸し出し、地域における学習を支援している。
④地域に合った組織体制やコミュニティ計画の見直しを検討する地区に対して、必要に応じてアドバイザーを派遣します。	<ul style="list-style-type: none"> 地区からの要請に基づき、アドバイザーや市職員を派遣している。 アドバイザー派遣：2地区（令和4年度：醇風地区、令和5年度：勝部地区）
⑤地域拠点施設の管理運営を行おうとするまちづくり協議会に対して、必要な支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 佐治地区において、地域拠点施設の管理運営を担うNPO法人に対して指定管理料を支出する。 公民館職員と同様に施設職員のスキルアップを目的とした研修を実施している。
⑥積極的に地域課題の解決へ取り組むまちづくり協議会を後押しするため、新たな支援のあり方を検討します。	<ul style="list-style-type: none"> まちづくり協議会が柔軟に活動できるように、地域拠点施設の幅広い活用を目的とした見直しを行い、令和6年度からの運用開始を予定している。
⑦持続可能なまちづくりに向けて、地域共生社会の実現に向けた取組を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> （令和4年度） 地域共生社会の実現に向けた啓発として研修を実施（市地域福祉課主催） 参画と協働のまちづくり啓発事業として、「これからの地区公民館は？」をテーマに啓発番組を放送。（地域共生社会の実現に向けた拠点としての地区公民館の役割）（令和5年度） 鳥取市地域共生社会推進会議の設置（事務局：市地域福祉課） 鳥取市社会福祉大会にて、地域共生社会をテーマとする講演を開催

【町内会（自治会）】

取組施策	取組状況等
①自治連合会等と連携して町内会の加入率の向上に向けて取り組みます。	・市内転入者への自治会加入チラシの配布や自治連合会への加入促進の取組を実施している。 ・公益社団法人鳥取県宅地建物取引業協会東部支部、自治連合会、市の三者で「自治会への加入促進に関する協定」を締結し、分譲住宅やアパート建設などの際に開発事業者を通じて自治会加入の働きかけを行っている。
②地域コミュニティの維持や活性化を目的とした活動に対して支援します	・自治会が実施する納涼祭や環境整備などの取組に対して補助金を支出している。 (令和4年度実績：168町内会、3,759,000円)
③市から町内会への依頼内容及び依頼方法の見直しに取り組み、町内会の負担軽減を図ります。	・全庁で配布物や依頼事項の 精査に取り組んでいる 。 ・公民館長の人選に公募制を導入し、自治会役員の負担を軽減に努めている。

【柱2】テーマコミュニティ活動の支援

取組施策	取組状況等
①「アクティブとっとり」において、市民活動に必要な場、情報収集・発信の場の提供を行います。	・市民活動センターが作成するウェブサイトやチラシ等で情報を発信している。 ・登録団体が使用できる活動スペースやロッカー等を確保している。 (アクティブとっとり登録団体数：143団体)
②テーマコミュニティの活動を支援するため相談会を開催するなど補助制度の紹介やアドバイスを行います。	・市民活動センターにおいて、NPO立ち上げや助成金申請などの相談会を開催している。
③地域の課題解決やまちの活性化のため、市民からの視点による自由な発想に基づき提案された「まちづくり事業」に対して支援を行います。	・市民団体の発案を実現するため、市民まちづくり提案事業（自主事業部門）による補助金を交付している。 (令和5年度補助金交付予定：4団体)
④市民活動の社会的意義や重要性の認識を高め、市民活動をより一層促進するため、市民活動の推進に顕著な功績のあった者を表彰します。	・鳥取市市民活動表彰要綱に基づき該当者を表彰している。
⑤テーマコミュニティ同士が情報共有できる場を増やし、事業連携や新規活動のきっかけづくりを促進します。	(検討中)
⑥市民活動を支える市ボランティア・市民活動センターや県民活動活性化センターとテーマコミュニティに関する情報を共有し、支援体制を強化します。	(検討中)
⑦市政運営の課題の解決に向けて市と協働で取り組むテーマコミュニティに対する補助制度を充実します。	・市民まちづくり提案事業（協働事業部門）について、市との事前相談を十分に行うとともに、伴走型の支援制度として運用している。

【柱3】ボランティア活動の支援

取組施策	取組状況等
①市ボランティア・市民活動センターと連携して、ボランティアマッチングの充実を図ります。	・ボランティアへの参加を支援し、活動を広げる機会となるよう、市民活動センターにおいて、ボランティア参加企画や講座・交流会を実施している。
②ICTを活用した情報発信を行うことで、市民が活動に参加できる機会を増やします。	・市民活動センターが作成するウェブサイト・公式LINE等を通じて情報発信を行っている。
③市民活動の社会的意義や重要性の認識を高め、市民活動をより一層促進するため、市民活動の推進に顕著な功績のあった者を表彰します。《再掲》	・鳥取市市民活動表彰要綱に基づき該当者を表彰している。
④市民が安心してボランティア活動、市民活動に取り組めるよう、活動中の傷害や損害賠償責任に対する補償制度を設けます。	・補償制度に加入し、安心してボランティアや市民活動を行うことができる環境づくりに取り組んでいる。
⑤鳥取市に災害が発生した際には、市社会福祉協議会と連携して災害ボランティアセンターを設置し、災害ボランティアの円滑な救援活動を支援します。	・災害ボランティアセンターを円滑に立ち上げるよう、庁内関係課や県・市社協と協議している。 (令和5年度) :令和5年台風第7号に係る鳥取市災害ボランティアセンターを設置
⑥新規にボランティア活動する者を支援するため、市民が活動に挑戦する際に活用できるハンドブックを作成します。	(検討中)
⑦持続可能な地域共生社会の実現に向けた取組を支援します。	・参画と協働のまちづくり啓発事業として、「これからの地区公民館は？」をテーマに啓発番組を放送。 (地域共生社会の実現に向けた拠点としての地区公民館の役割) 《再掲》

【柱4】市政運営の課題解決につながる活動への支援

取組施策	取組状況等
①各担当課において、積極的に市民との協働事業に取り組みます。	・協働事業の必要性や事例について学ぶための職員研修を実施している。(毎年開催)
②市政運営の課題解決に向けて、関係課が連携して取り組みます。	・各課が抱える課題の抽出及び聞き取り調査を行い、関係課の連携を模索している。 (例：持続可能な公園の維持管理について)
③協働の必要性や事例について学ぶ職員研修を実施します。	・協働事業の必要性や事例について学ぶための職員研修を実施している。(毎年開催) 《再掲》
④自治連合会と協働して地域における課題を地区要望として把握・集約し、市政や各課の業務へ反映させます。	・地区要望を通じて地域の課題を把握し、改善に向けて検討・取組を進めている。
⑤行政が提示する課題の解決に向けて市との協働で取り組む事業に補助金を交付します。	・市民まちづくり提案事業(協働事業部門)について、市との事前相談を十分に行うとともに、伴走型の支援制度として運用している。《再掲》
⑥協働の視点をもった市職員の育成を図るとともに市職員とテーマコミュニティ等が連携できる環境づくりに努めます。	(検討中)
⑦市政運営の課題解決や行政サービスの充実等に向けて自主的に取り組む事業主体(コミュニティをはじめ市内を拠点に活動している事業者や団体)からの提案を受け付ける制度を構築します。	・令和5年2月に民間事業者等からの提案を受け付ける窓口として、「公民連携デスク」を設置。
⑧長期的な視点から町内会に過度な負担とならない形での行政サービスのあり方について検討します。	・町内会への過度な負担を軽減するため、依頼事項の精査に取り組んでいる。 ・町内会に依存しすぎない業務のあり方について検討している。

【柱5】持続的な協働のまちづくりの促進（基盤整備）

取組施策	取組状況等
①協働のまちづくり推進本部を設置し、「市民と行政による協働のまちづくり」の実現に向けて取組を推進します。	・協働のまちづくり推進本部を設置し、協働のまちづくりに向けた具体的な施策について協議し、全庁的に取組を推進している。
②市長の附属機関として設置する市民自治推進委員会において、参画及び協働の推進に関する事項について調査及び審議し、協働のまちづくりを推進します。	・市民自治推進委員会において、協働のまちづくり推進に向けた取組について協議を行っている。 ・市民自治推進委員会において、4年に一度、自治基本条例が実態に即しているか調査、研究を行っている。
③地域活動の拠点となる施設の管理運営について、地域のニーズや実態、特性に応じた運営手法を選択できるような柔軟な仕組み（制度）をめざします。	・地域からの希望に応じて、地域と市で地域活動拠点の運営方法等について検討する。 （現時点では佐治地区のみ）
④市民や社会のニーズに応えるため、地域活動拠点となる地区公民館がより幅広い用途で利用できるよう制度の見直しを図ります。	・各事業主体が柔軟に活動できるように、地域拠点施設の幅広い活用を目的とした見直しを行い、令和6年度からの運用開始を予定している。《再掲》
⑤「アクティブとっとり」において、市民活動に必要な場、情報収集・発信の場の提供を行います。《再掲》	・市民活動センターが作成するウェブサイトやチラシ等で情報を発信している。 ・登録団体が使用できる活動スペースやロッカー等を確保している。 （アクティブとっとり登録団体数：143団体） 《再掲》
⑥「参画と協働のまちづくり」の重要性を考え、協働意識の向上を図ることを目的とした研修やフォーラムを開催します。	・地域のあり方検討に関するDVDを貸し出し、地域における学習を支援している。 ・地域からの要望に応じて職員が出向いた意見交換（研修）を行っている。
⑦各種活動のコーディネーターとなる人材の育成、関係機関とのネットワーク化を推進します。	（検討中）
⑧協働事業におけるDXを推進するため、アフターコロナに対応した環境づくりに取り組みます。	・地区公民館における公衆無線LAN（フリーWi-Fi）環境の整備を実施。（利用範囲の拡充）
⑨市との協働によって市政運営の課題解決や行政サービスの充実等に自主的に取り組む事業主体（コミュニティをはじめ市内を拠点に活動している事業者や団体）を対象とする相談窓口を設けます。	・令和5年2月に民間事業者等からの提案を受け付ける窓口として、「公民連携デスク」を設置。《再掲》

※令和6年1月24日時点